

六ヶ所村千歳風力発電事業に係る環境影響評価準備書 に対する環境省意見

本事業は、日本風力開発株式会社（以下「事業者」という。）が青森県上北郡六ヶ所村において、総出力44,000kW（定格出力2,000kW級の風力発電設備22基）の風力発電所を新設する事業であり、周辺には、事業者が実施する他の事業計画（野辺地陸奥湾、横浜町）が存在する。

対象事業実施区域及びその周辺は、複数の住居が存在し、ミサゴ、オジロワシ等の希少猛禽類が渡り又は越冬期に飛来する地域である。

低炭素社会への転換に当たり風力発電の導入が期待されている一方、騒音・低周波音による健康影響、希少な鳥類の衝突事故（いわゆるバードストライク）、地形改変に伴う動植物や水環境への影響、景観への影響等の環境影響が指摘されている。このような問題に適切に対応し、環境の保全に配慮された風力発電の導入を進めるため、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第340号。以下「改正政令」という。）により、風力発電所の設置又は変更の工事の事業が環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）の対象事業に追加され、平成24年10月1日に施行されることとなっている。

改正政令の施行に向け、経済産業省資源エネルギー庁は、これまで自主的に行われてきた環境影響評価手続から法の手続に円滑に移行できるよう、「風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱」（平成24年6月6日。以下「実施要綱」という。）を公表し、経過措置を設けている。

本準備書は、実施要綱に基づく環境影響評価準備書として位置付けられ、事業者は、環境省及び関係都道府県知事・関係市町村長の意見を受けた経済産業省勧告を踏まえ、実施要綱（改正政令の施行後においては法）に基づく環境影響評価書の作成等の手続が求められる。

事業者においては、事業の実施に当たって、地域住民や野生生物等への環境影響の回避・低減が図られるよう、環境影響評価手続を通して得られた意見を踏まえ、環境影響評価の結果を見直し、適切な環境保全措置を講じる必要がある。

1. 環境影響評価書の作成に当たっての全般的な留意事項について

実施要綱（改正政令の施行後においては法）に基づく環境影響評価書の作成に当たっては、実施要綱（改正政令の施行後においては、法及び電気事業法（昭和39年法律第171号））及び「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号。以下「主務省令」という。）に従い、必要な事項を遺漏なく記載すること。

特に、対象事業の目的及び内容、環境保全措置並びに事後調査については、具体的かつ詳細に記載すること。

2. 環境影響評価の項目の選定の再検討について

本事業に係る事業特性及び地域特性を適切に整理した上で、環境影響評価の

項目の選定について再検討すること。再検討に当たっては、工事の実施における「工事用資材等の搬出入」、「建設機械の稼働」及び「造成等施工による一時的な影響」を影響要因とする項目並びに「生態系」等についても必要に応じて選定項目とし、適切な環境影響評価を実施すること。

特に、「風車の影」については、風力発電設備から最近接の住居までの距離が短く、当該住居等に対する環境影響が懸念されること、「廃棄物等」（産業廃棄物及び残土等）については、工事の実施に伴い発生することから、それらの環境要素について評価項目として選定すること。

3. 環境影響評価の予測・評価結果の再検討について

主務省令において、評価に当たっては、環境への影響が「事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているものであるかどうか」及び「環境の保全についての配慮が適正になされているかどうか」を検討することとされている。

しかし、本準備書においては、「影響がない」又は「影響が極めて小さい」といった趣旨の評価結果が多く見られ、上記に照らし評価の内容として不適切である。また、例えば、調査の結果により個々の生物種への影響の可能性が示唆されているにも関わらず、全体としては「影響がない又は極めて小さい」と結論付けるなど、その根拠となるべき調査結果との間に乖離がある箇所も多く見られる。

のことから、評価書の作成においては、評価に係る根拠や経緯を明確にし、科学的・客観的な予測・評価とするよう、全体的に記載を見直すこと。

4. 複合的な影響を踏まえた環境影響評価の実施について

本事業地周辺では、日本風力開発株式会社が実施する他の事業計画（野辺地陸奥湾、横浜町）が存在し、工事中及び供用時に騒音や低周波音、景観、動植物等への影響が複合的なものになるおそれがあることから、工事計画を含めた事業計画を具体的に整理し、必要に応じて、周辺における風力発電事業の計画を踏まえ、環境影響評価を実施すること。また、複合的な影響のおそれが少ないと判断した場合においては、その理由について具体的に評価書に記載すること。

5. 騒音及び低周波音について

風力発電設備の近傍に多数の住居等が存在すること、住居等までの距離が短いこと、風力発電設備の設置により騒音・低周波音が著しく増大することが予測されていることなどから、風力発電設備等の配置等を含めた環境保全措置について再検討するとともに、事業者が講ずる環境保全措置による影響の低減効果について評価書に記載すること。

また、低周波音については影響や対策の効果に不確実性があることから、騒音及び低周波音の事後調査の実施及び事後調査の結果を踏まえて検討すべき環境保全措置について、例えば、稼働時間の調整等を含めて、可能な限り具体的に評価書に記載すること。

6. 動物及び植物について

(1) 追加調査の実施について

動物及び植物の調査期間が夏期のみであり、当該地域における動物相及び植物相の状況が適切に把握されていないことから、評価書の作成に当たっては、適切な時期において追加調査を実施すること。

また、追加調査の結果、ミサゴ、オジロワシ等の重要な種が確認された場合においては、専門家の意見を踏まえつつ、当該重要な種の生態等を把握するための調査の実施を検討すること。

(2) 定量的な予測の実施について

動物及び植物の予測においては、重要な種の確認位置と改変区域を重ね合わせるなど、可能な限り定量的な手法を用いて予測を行うこと。

(3) 環境保全措置及び事後調査の再検討について

(1) 及び(2)に基づく調査及び予測の結果を踏まえ、環境保全措置を再検討すること。環境保全措置の再検討に当たっては、動物及び植物に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、風力発電設備等の配置等を含めて検討すること。

特に、本地域においては、多数の猛禽類が確認されていること、鳥類等の衝突に関する予測については不確実性が大きいことから、事後調査を実施すること。また、事後調査の実施手法及び事後調査の結果を踏まえて検討すべき環境保全措置について、例えば、渡来期の稼働制限等を含めて、可能な限り具体的に評価書に記載すること。併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、関係機関への連絡、死亡・傷病個体の搬送及び関係機関による原因分析への協力とともに、広く情報を共有することでより良い風力発電施設のあり方について検討できるよう努めること。

7. 事後調査結果の公表について

事後調査を実施した場合には、事後調査の結果について公表すること。また、事後調査の結果に応じて、追加的な環境保全措置を実施した場合は、その結果も含めて公表すること。